

令和7年11月犬山市議会定例議会会議録

第6号 12月10日（水曜日）

◎議事日程 第6号 令和7年12月10日午前10時開議

第1 第78号議案から第88号議案まで
及び第90号議案から第98号議案まで
(議案質疑・委員会付託)

第1類 第78号議案から第88号議案まで、
第90号議案及び第91号議案
第2類 第92号議案から第98号議案まで

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第78号議案から第88号議案まで
及び第90号議案から第98号議案まで

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川敦君	議事課長	大鹿真君
主査	石黒絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田敦君

子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
総 務 課 長	藤 村 崇 司 君	地域協働課長	中 村 亘 君
防災交通課長	吉 野 勲 君	市 民 課 長	富 田 圭 一 君
収 納 課 長	吉 田 高 弘 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
健康推進課長	水 野 嘉 彦 君	子育て支援課長	高 橋 正 直 君
子育て支援課主幹	中 村 美 和 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	水 道 課 長	梅 村 幸 男 君
下 水 道 課 長	竹 本 昭 彦 君	環 境 課 長	疇 地 利 哉 君
産 業 課 長	山 崎 直 人 君	観 光 課 長	伊 藤 修 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君
スポーツ交流課長	坂 野 隆 幸 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君

午前10時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第78号議案から第88号議案まで及び第90号議案から第98号議案まで

◎副議長（鈴木伸太郎君） 日程第1、第78号議案から第88号議案まで及び第90号議案から第98号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第78号議案から第88号議案まで及び第90号議案から第98号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを2つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第78号議案から第88号議案まで、第90号議案及び第91号議案に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、まず、第78号議案、犬山市部設置条例の一部改正について質疑をします。

今回、健康福祉部がふくし部と子ども健康部に分割されますが、ふくし部をあえて平仮名表記にした理由は何か、質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） おはようございます。それでは、ご質疑にお答えします。

「ふくし」を漢字表記した場合、児童福祉法、老人福祉法など、いわゆる社会福祉六法に規定されるような生活に困窮した方への生活保障や、心身に障害のある方や社会的弱者への支援をイメージされます。

平仮名表記の「ふくし」としたのは、もちろん柔らかいイメージという面もありますが、既存の法や制度よりも幅広い意味で、ふだんの暮らしの幸せを考えていくという意味を込めています。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。再質疑をさせていただきます。

今回はふくし部が平仮名表記ということになりましたが、もちろん福祉課というのはありますし、他の部や課においても表記を平仮名という考え方もあると思いますが、その辺はどうか、再質疑させていただきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

今回につきましては、健康福祉部を2つに分けるとこの編成だけという形で今進めております。ほかの課を平仮名にするというのは、今後、再編成する際の参考とさせていただきます。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 続きまして、第88号議案、犬山市火災予防条例の一部改正についてから、2点質疑させてもらいます。

全員協議会の17ページになりますが、林野火災の予防に関する条項において、市長が区域を指定して制限することができるとなっておりますが、どのような区域を想定しているか質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えしたいと思います。

結論から申し上げますと、区域の指定は市内全域ということでございます。今回の改正に伴う国からの通知では、区域を指定する場合の考え方として、民有林や国有林などの森林法で森林と定義される場所、こういったところを参考にしようということでございました。特に民有林は市内の山間部はもとより、住宅地に隣接する場所にも点在しておりますので、境

界線を引くに当たり、非常に不明確であると、そういった問題がございまして、それを踏まえまして、市内全域とさせていただいております。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） それでは、2点目ですが、火災と紛らわしい煙等を発するおそれがある行為に対する事項において、消防庁が届出の対象となる期間や区域を指定することができるとなっておりますが、これについてもどのように期間、区域を想定しているか質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） それではご質疑にお答えします。

結論から申し上げますと、区域、期間の指定はしないということでございます。

従来、煙や火災の発生のおそれのある行為の中身に、実はたき火行為も含めて、もう現時点で届出をいただいております。それも市内全域、時間指定はしないという形でありますので、その考え方を踏襲するものです。

以上でございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からは、第81号議案、犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、1点質疑をしたいと思います。

全員協議会資料10ページを参照いただきながらお願いしたいと思います。

内容のところ、地域限定保育士の追加というところが表記をされております。愛知県では地域限定保育士制度を行っていないというふうに認識をしております。今回、犬山市が法改正により条例の一部改正をしますが、愛知県で何らかの動きがあるので、こういった改正になるのか教えていただきたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質疑にお答えします。

地域限定保育士制度は、地域における保育人材確保のため、これまで国家戦略特別区域法に基づく特例措置であったものを一般制度化し、特定の都道府県または指定都市においてのみ、保育士と同様に業務を行うことができる資格制度として、児童福祉法上に創設されたものです。

地域限定保育士は、特定の都道府県または指定都市においてのみ、保育士として業務を行うことができますが、保育士登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験、1年の勤務経験と想定しておりますが、こちらがある者は、申請によって全国で働くことのできる通常保育士の登録が受けられるようになるものです。

愛知県の状況といたしましては、現在国からの認定はされていません。県にも確認しまし

たが、今後の予定も未定であり、少なくとも令和8年度前期の国への申請はしていないということです。

その理由としましては、愛知県を認定区域として国へ申請を行うためには、まずは県内の保育士の確保状況の分析等が必要であること、また、地域限定保育士資格試験の構築も必要であることから、県としての意思決定はまだされていないということでした。そのため現在は、県の動向を見守るといったような状況になっております。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美です。私からは、第84号議案から1点、第86号議案から1点、計2点についてお伺いをいたします。

まず最初に、第84号議案、犬山市火入れに関する条例の一部改正についてからです。

全員協議会資料では13ページということになります。

今回、この改正でありますと森林法で定める火入れ、それから、法律とか、県条例などで規制されている野焼きというのがあります。それから、火災予防条例でいうたき火ということになっておまして、この違い、あるいは関連性についてお尋ねをいたします。よろしくお願いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） ご質疑にお答えいたします。

まず、いわゆる野焼きについては、屋外で物を燃やす際に広く使われている言葉でございますが、法令等で明確に定義された言葉ではありません。廃棄物処理及び清掃に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、屋外において法律で定められた基準を満たす焼却炉以外で、廃棄物を燃やすことを原則禁止としています。

ただし、例外規定があり、その一つには、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の燃焼の場合があり、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の燃焼などがこれに当たります。

次に、たき火ですが、一般的には屋外で薪や落ち葉などを燃やす行為がイメージされますが、消防関連の法令では、設備器具の使用の有無によらず、火をたく形態一般のこととされています。

これらに対して森林法に基づく火入れは、先ほどご案内ありましたが、森林法第21条により、森林または森林の周囲1キロメートル範囲内にある土地において、その土地の利用上の目的を持って、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為と定義されています。

森林法に定める土地利用上の目的は5つあり、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良となっております。森林の保全のため、これらの目的に限定し、周囲に延焼のおそれがないことを確認することで、森林火災の予防に資するものでございます。

以上のことから、屋外で火を使う行為では、3つの分類、今申し上げた3つのことが重複する場合も考えられますが、それぞれ法令において行為制限などをする目的が異なり、いわゆる野焼きは廃棄物の適正処理や自然生活環境の保全を目的として制限され、また、たき火は火災予防を目的に、今議会でも届出の対象として明文化する改正案が上程されております。

火入れは森林法に行為の場所や対象物に加え、行為の目的にも要件が規定されるものが該当しますが、比較的広義の意味合いを持ち合わせる、いわゆる野焼きやたき火の一部に含まれるものと考えられます。

なお、運用上ですが、林野庁や消防庁からはそれぞれの許可申請や届出手続を重複して行う必要がないよう留意する旨の文書が発出されていることから、今後も消防と情報共有し、連携し対応してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 詳しい説明ありがとうございました。

続いて、第86号議案、犬山市水道事業給水条例の一部改正についてからお尋ねをいたします。

全員協議会資料で15ページでございます。

このいわゆる指定水道工事店ということであれば、ほかの自治体であっても、工事ができるということですが、そういった業者であるということはどうやって判断するのかというのが一つ。

それから、既に改正を終えた市や、これから予定している近隣市町がございますが、今後、これらの自治体と連携を考えているのかについてお尋ねをいたします。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

他自治体のいわゆる指定工事店であることの確認については、犬山市と同様に、各自治体においても指定工事店のリストを公表しています。そのため、災害等非常時においては、各自治体が公表しているリストで確認することになります。

また、水道メーターより宅内側の水道管は、使用者自身の所有物となりますので、自ら業者を選び、自己負担で修繕工事をしていただくことになっています。業者を選ぶ際には、悪質な業者にだまされないよう、既に市ホームページで指定工事店のリストと注意喚起を掲載していますが、災害が起きた場合には、災害に特化した内容を追加してお知らせをしていきます。

近隣市町との連携については、多くの自治体では、地元の指定工事店による組合が存在していることから、それぞれの組合加盟工事店の情報を共有し、市民からの問合せに対して情報提供していくことが考えられます。

また、これに限らず、近隣自治体で新たな動きがあった場合には、積極的に関わってまいります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは第85号議案、犬山市道路占用料条例等の一部改正についてから2点、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、要旨の1点目です。全員協議会資料の14ページのほうになります。道路法施行令の改正に伴って道路占用料等の額を改定されるということですが、どのような改定がされたのかということと、あとこの聞き方が正しいかどうかはちょっと分からないんですけど、地価に対する賃料の水準の変動があったとすると、どれぐらいの変動があったのかということでお伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

国が行った道路法施行令の改正は、道路占用料の改正です。それを受けて、愛知県が占用料の改正を行い、令和7年4月1日から施行されています。

県の改正を受けて、当市も道路占用料条例の一部改正を行い、令和8年4月1日から施行する予定です。

また、賃料水準の変動についてですが、電柱、電線などの使用料率、こちらは地価に対する賃料水準の割合になりますが、国も県も同じで、前回の改定からマイナス0.23%の変動率となっており、ほぼ変動はありません。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。再質疑のほう、お願いしたいと思います。

今、国と県ということでちょっと話が出てきたと思うんですけど、今回、これというのは国のほうに合わせるのか、愛知県のほうに合わせるのかということをお伺いしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再質疑にお答えをします。

愛知県の占用料を採用しています。愛知県は道路価格算定に独自に直近の令和6年度固定資産税評価額を採用し、価格の算出を行いますので、当市は、この愛知県の道路占用料を採用しております。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。

それでは、要旨の2点目のほう、質疑をさせていただきたいと思います。こちらは全員協議会資料の14ページ中段のほうに、占用料等の名称というのが挙げられております。議案書の12ページ以降のほうに新旧対照表があるんですけど、ちょっとその中に、その新旧対照表の前に第3条の7号、こちらのほうの策道という文字が変更されていて、鉄道事業法云々ということがあったので、ちょっと気になったものですからお伺いしたいということで、それぞ

れ有料件数の記載のほう、どのような占用物件、区分が多いのかということをお伺いしたい
と思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

占用物件の区分については、電力会社の電柱、通信会社の電話柱、その上空をまたぐそれ
ぞれの電線、ガス埋設管、事業用の排水管などが主なものになります。

また、建設工事など期間限定での乗入れ鉄板養生や、やむを得ず道路区域にはみ出る建築
現場などについても、有料占用物件になります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からは第88号議案、犬山市火災予防条例の一
部改正について、1点、お伺いいたします。

議案書2ページ、第29条の9に定められている、「気象の状況が山林、原野等における火
災の予防上注意を要すると認めるとき」と記載がありますがけれども、これはどういった気象
条件を指して、何を根拠とするのか、この発令基準についてお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えします。

林野火災注意報の発令基準ということでございますが、前3日間の合計降水量が1ミリメ
ートル以下で、全30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき、もしくは前3日間の合
計降水量が1ミリメートル以下で、乾燥注意報が発表されたときで、双方とも市長が危険で
あると判断したときです。

以上でございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。1点、再質疑させてください。

今の気象条件、30ミリ以下云々というのがありましたけども、それは運用上、何かアラ
ートが鳴るとか何か、今日ですと分かるような状況になるのでしょうか、お伺いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） 再質疑にお答えします。

こちらのほうの要するに気象状況の確認は、消防本部のほうでこれから随時確認をして
いくと、その中でその範疇に入ったら、市長のほうに報告を申し上げて、発令の準備をして
いくということでございますので、よろしくお願います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼靖子です。私からは、全員協議会資料の15ページより、第

86号議案、犬山市水道事業給水条例の一部改正について、質疑させていただきます。一つにまとめて質疑させていただきます。

まず、1点目です。先ほど小川議員からの質疑でもございましたが、他自治体との指定業者が入っていただけるということで、有事のときには大変心強いものになるかと思いますが、素人の感覚でいくと、工事費用の目安だとか、そこどこまでが適正なものかというものは、やはり判断に迷うところがありますが、そういった金額のご提示や判断基準になるものというものは、市民の目から見てあるものでしょうか、質疑いたします。

そのまず1点と、今回の特例において生じる市民の不安、今申し上げた生じる市民の不安など、先ほどホームページに、そこに特化したものを追記していただけるということでしたが、先ほど、今ホームページの最終日を確認いたしますと、令和2年のままになっております。令和2年から随分たっていますが、この上程をしたタイミングで、ホームページの更新も発生していくのか。ちょっと質疑の内容が今、小川議員のやつを受けてということになりますが、その点、2点含めて質疑させていただきます。お願いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

水道メーターより宅内側の水道管については水道使用者の管理となり、水道使用者と指定工事店の間で、民民の契約を基に施工していただくこととなります。

工事内容は、具体的な現場の状況により1件1件千差万別で、配管の状況や破損の程度など、修理に費やす人員や作業時間、遠方の業者であれば出張費用、材料などの条件により変わるものです。

そのため、指定自治体が犬山市であるか他自治体であるかにかかわらず、幾らであればよいという目安を示すことは困難であります。

それから、先ほども小川清美議員の質疑でお答えをしたとおり、市民の不安に対しては、現在、ホームページにも載せているんですけど、悪質な業者にだまされないよう、先ほど紹介したようにホームページに載せております。

こちらのほうも、先ほどお答えしたんですけど、災害が起きた場合には、災害に特化した内容の追加もお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第78号議案から4点、そして、第91号議案から4点の質疑をさせていただきます。

まず、第78号議案です。犬山市部設置条例の一部改正について。全員協議会資料の6ページを参照でお願いいたします。

先ほど光清議員からも質疑がありましたけれども、私は、まず1点目として、今回の機構改革は、健康福祉部の分割ということですけども、1点目の質疑といたしまして、全体の機構改革の検討はされたのかどうか質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

機構改革については、近年では令和6年度に組織全体の検討を行っています。その際、子ども未来課を教育委員会から市長部局のほうに移し、市民部、健康福祉部、教育部において新たな課を設置しています。

そのため、今回の機構改革は喫緊の課題に対応するため、健康福祉部に限定したものであります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑させていただきます。

喫緊の課題でということですが、これまでの機構改革、大々的にやられたものもありますが、これまでのその機構改革についての評価だとか、それから、検証はされているのか質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

機構改革によっていろいろよかった面であるとか、これからこういうところを直していかなあかんなどというところは、その都度、課題として把握しております。そういった面は人員配置であるとか、そういうので、毎年度、毎年度、修正というかしておりますし、組織的なシステム的な問題については大きな機構改革の際に直していくという形で、これまでもやってきております。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目です。喫緊の課題でということで、健康福祉部の分割をするということですが、その必要性について伺いたいと思っています。

これまでは子育て関係のところは、子ども・子育て監が対応してきたと思っておりますけれども、分割によって、どのように変わっていくのかお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

現在においても、健康福祉部長と子ども・子育て監がそれぞれの役割を明確にしつつ、健康福祉部内で連携を取りながら、非常によく事務を進めているところだと思っております。

そうではあります。条例等の規定上、所掌事務の範囲や責任を明確にして、意思決定の迅速化を図るという意味で、今回の機構改革を行うということになっております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。

では、3点目です。私も表記について質疑したいと思います。

ふくし部は平仮名ということですが、そのふくし部の障害者支援課、これまでも障害の害は漢字だったんですけども、今回のことに乗じて、私はこの障害の害を平仮名にしたかどうかというふうに思いますが、その点はどうなのか。

それから、子ども健康部というふうになっていきますけれども、この内容のところ、「子育て支援に関する業務」を担う健康推進課とありますけれども、健康推進課というのは、何も子育てのところばかりではなくて、全体の全ての年代の方たちの健康について扱うと私は思っていますので、ですから、子ども健康部としちゃうと、子どもの健康だけという意味合いを連想してしまいますので、ここに子どもと健康部の間に、中点を入れたらどうかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回の機構改革は行政課題に適切に対応し、責任の明確化を図るため、健康福祉部をふくし部と子ども健康部に分割するものです。各課の所掌事務の変更は予定していないことから、課名の変更については今回は検討していません。

子ども健康部で中点を入れることについては、そういったご意見もあるかと思いますが、中身についてはこれから周知する中で、健康は子どもの健康だけじゃなくて成人も全てだよということをしっかり分かっていただくようにしていきたいと思えます。

議員からのご意見につきましては、今後の機構改革の検討の際の参考とさせていただきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、4点目です。こういった機構改革の場合には、行政の課題に対応していくということがありますが、やはり一番大事なのは、それに見合う職員体制が取れるかどうかだと思っているんですね。ですから、この職員配置についてはどのようにしていくお考えなのか、お示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

行政課題に対応するため、子育て支援に関する業務については、既に先行して今年度より人員を2名、そのうち1名は過去に児童虐待業務を行った経験を有する職員を増員するなど、職員を重点配置しており、体制強化を図っています。

今後につきましても、各課の事務の内容を見極めながら、職員の適正配置に努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 分かりました。

では次に、第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の23ページから24ページとなります。

今回、ずっと美津濃株式会社の方たちをお願いをするということになっていまして、5年ごとということで、今回で3期目の指定管理になっていくと思っています。

まず、1点目は、これまでの事業内容の評価はどのようなものであるのか。

また、設備の修繕や点検については、市と指定管理者でどのような分担になっているのかお示しいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

指定管理者の評価については、利用者アンケートや指定管理者による自己評価と併せて、行政による指定管理業務の評価を実施しています。この評価では、指定管理者の職員配置や情報の取扱い、安全管理などの管理運営に関する項目に加え、施設活性化のための企画事業の効果など、施設管理と利用者へのサービス向上の視点から評価を行い、その結果を点数化して、市公式ホームページで公表しています。

利用者からは施設スタッフの対応がよい、環境美化が徹底されており、気持ちよく利用できる施設であるとおおむね高い評価をいただいています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減少した利用者呼び戻すことが大きな課題でありました。エナジーサポートアリーナ及び多目的スポーツ広場を合わせて、平成30年度に18万2,359人あった利用者が、令和2年度は9万1,437人まで減少していました。高評価いただいている施設スタッフの対応に加え、指定管理者が持つ専門知識やノウハウの活用、ブランド力を生かして、全国や海外での優秀な成績を収めた選手を、各種競技種目の講師として招くなどの自主事業の展開、幅広い年代が参加できるスタジオレッスンプログラム等の実施など、稼働率の向上につながる取組を進めることで、令和6年度は18万8,736人と、過去最多の利用者数を達成することができました。市民に対して満足度の高い事業やサービスの提供を行うことができ、指定管理による施設管理の効果が現れているものと考えています。

また、施設の修繕や点検については、指定管理者は市が示した設備系の維持管理仕様書に基づき、適正に維持管理を行っていく役割があり、指定管理者の施設点検を基に、指定管理者と市が月1回の定例会議を行い、修繕箇所等を確認し、速やかに修繕を行っています。

具体的には、今回の募集要項では、400万円までの修繕等については、指定管理者が実施することとしており、施設の大規模修繕をはじめ、中長期の修繕計画に基づき実施する400万円を超える改修費用等については、市の負担において実施する考えです。

こうした指定管理者と行政が役割分担を行い、適切な施設管理を行うことで、施設保全の水準が保たれ、市民にとって安全な施設運営ができるものと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 詳しく教えていただきましてありがとうございました。

再質疑させていただきます。

構成員のこの美津濃株式会社は、全国で多くの指定管理をされておりますので、標準運営となりやすいのではないかなと思いますけれども、地域性のあるサービス、そういったこと

についての提案はどのようなのかお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

委託事業や物品調達の市内業者への優先的な発注や、市内在住者の雇用を優先的に行っており、現在の雇用率76%をさらに高めて、地域経済へ貢献を進めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目です。全員協議会資料の24ページのところに、選定概要とか、それから下の表は、選定時点というところであるんですけども、施設見学会が行われたということで、この施設見学会の参加数が4ということで、ですけども、申請数は1でありました。

5年前のときもたしか見学のところは11もあったのに、申請数が1だったというふうに記憶をしておりますけれども、これは推定になってしまうと思いますが、こちら当局としては、この理由について、推定の理由についてどう考えているのかお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

公募については、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定に基づき、9月26日から11月4日までを公募期間として、市役所及び各出張所、掲示板での公告、市公式ホームページ及び広報への掲載や、全国自治体の公募情報を掲載する民間ポータルサイトへの掲載のほか、犬山記者クラブや建通新聞社への情報提供を行い、幅広く募集を行いました。

結果として1社のみの応募であったことについては、近年の人件費や光熱水費など物価高騰などの影響を受け、将来の経済状況の予測が立てづらい中で、運営ノウハウや採算性を確保するための見通しなど、新規の事業者としてインセンティブが働きにくい要素があり、事業者として総合的な判断をされた結果であると考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 経済状況とか、採算が取れるのか取れないのか、なかなか難しい判断になってくると思われますけれども、そこで、再質疑をさせていただきます。

やはり、その申請が1というのは、事実上、これまでもずっと申請数が1で、指定管理者にとって指定管理をしていくのかどうかという検討に入っているんですけども、やはり再公募だとか、それから、やはり条件の見直しということも必要ではなかったのかなというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

今回の公募につきましては、先ほども述べましたが、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、適正に実施されたものであります。

候補者の選定については、羽黒中央公園指定管理者候補者選定基準の規定により、応募者が1者であった場合において、審査委員の最低の合計が、配点の60%を確保することが、候補者としての選定に必要な要件となり、応募者が1者であることを理由として、再募集を行うものではありません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、3点目です。指定管理制度は全国で取り入れられているわけですが、しかしながら、老朽化しているような施設ですと問題もあつたりして、市直営に戻す事例なんかもあります。

犬山市ではフロイデの指定管理を巡って、市直営の委託方式へと変更してきたということがあります。やはりこういった機会には、市直営に戻すというような検討も必要ではないかなと思われませんが、それはされたのか、お示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの質疑にお答えします。

議員からご紹介のありましたフロイデにつきましては、施設の老朽化に伴い、修繕に係る費用負担が増加したことにより、指定管理者として収益性の見通しや、メリットが立てづらいことから直営に戻したという経緯があります。

羽黒中央公園については、多目的スポーツ広場が供用開始後11年経過し、エナジーサポートアリーナについても開設後9年が経過していますが、今年度に多目的スポーツ広場の人工芝の張替え工事及びエナジーサポートアリーナのメインアリーナのフロア改修工事を実施しています。

こうした大規模改修工事を実施した上で、施設の修繕及び改修に対する指定管理者と行政の役割を明確にすることで、施設運営に係る支出見込みが立てやすい施設であるとの判断をしており、指定管理者の創意工夫による事業展開や市民サービスの提供が期待でき、安定した施設運営ができると判断したものであり、直営の検討は行っておらず、引き続き指定管理を実施してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、4点目です。指定管理料なんですけれども、提案価格は6億3,074万円ということになっております。前回より約1億円上がっておるんですけれども、その理由は何でしょうか。

また、この犬山市の財政規模としては結構重い負担だと思いますけれども、この金額というのは妥当なのかどうかお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの質疑にお答えします。

今ご紹介がありましたとおり、前回に比べて約1億円程度という上昇となっておりますが、この金額につきましては、前回の令和3年度からの指定管理協定締結から5年が経過し、この間の物価高騰とともに、今後も人件費等の上昇が見込まれることから、増加をしているも

のです。

前回の提案と比較しますと、光熱費の上昇が最も大きく、約5,500万円の増額となっており、また、人件費等の物価高騰に伴い、毎月行っている空調設備やエレベーター設備、太陽光発電設備、人工芝のメンテナンス等の保守管理費や清掃業務などが増額となっています。

こうした増額については、令和3年度から令和7年度までの施設管理運営の実績を踏まえて算出されており、施設を適正に維持し、市民サービス水準を担保していく上で必要なものであり、適正な指定管理料であると考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 指定管理という、そういった制度自体、利用料収入ですとか、利益の多くがその企業に行くことになります。

以前、監査の方から指摘された、分かりにくい部分というものについては、何か対応されてきたのかお示してください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

監査における指摘事項につきましては、その後、指定管理者から説明を行い、代表監査委員には一定のご理解をいただきました。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、ほかに質疑はありませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。2つの議案にわたるんですけども、第84号議案と第88号議案、第84号議案のほうは犬山市火入れに関する条例の一部改正について、第88号議案のほうは、犬山市火災予防条例の一部改正についてです。

今の小川議員の質疑に対する答弁の中で、法的根拠として、小川議員の質疑は分類をしっかりと、定義と分類をしっかりとというような質疑だったんですけども、その中での答弁で、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例という言葉もあったんですけども、たき火等に関する制限が、今回この議会で上程されている第88号議案という分類だったんですけども、そもそもたき火って、平成22年の11月定例会だったんですけど、吉田鋭夫議員に対する答弁の中で、そもそもたき火って禁止じゃなかったかな、野焼きに関する質問だったんですけども当時は、それが、そのときの議事録を見たら、犬山市屋外燃焼行為防止条例というのが犬山市にあります。これは平成10年につくったもの。そもそもそこで禁止されている行為。これ条文の中身を見ると、結構強烈なんですよ。だから、市民が生活に軽微であっても影響のあるそのたき火等の行為を見たら、中止せよと言える。市は中止をさせることができるとか、必要な報告を求めることができる、立入り検査ができるというような条例もあるんで、その言葉が出てこなかったのがちょっと疑問なんです。

だから、本当にそこが整理できているのかなというところなんですけども、質疑としては、

その犬山市屋外燃焼行為防止条例があるから、別にこの第88号議案のほうの犬山市火災予防条例で、何か制限をあえて設ける必要があるのかな。むしろ規制緩和になっちゃわないのかなと思ったんですけども、この点、整理ができていますでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 久世議員のご質疑にお答えいたします。

今、ご案内いただきました犬山市屋外燃焼行為防止条例というのは、今お話しいただいたとおり、基本的には基準を満たす焼却炉以外で廃棄物を燃やすことは原則禁止ということになります。いわゆる野焼きという表現が一般的かと思いますが、原則禁止。ただし、例外規定というのが、この条例の上位法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律にありまして、それが先ほど申し上げましたものの一つとして、農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の燃焼、これがいわゆる農業に伴って屋外で物を燃やされるというのは、業を営む上でやむを得ないものというところがございますので、そういったところがいわゆる例外規定として廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほうで定められていることから、犬山市屋外燃焼行為防止条例の中では、原則禁止なんですけど、例外規定の中でたき火という行為が、実際には起こり得ると。その中で犬山市火災予防条例は、火災を予防するための条例なので、その中でたき火をする場合の指導があるというところになるという認識をしています。

火入れについては、さらに面的な燃焼行為で、先ほど申し上げた5要件に関する行為をするときに制限がかかりますので、そこで縛りを一定の行為の制限があるわけですけど、こちらは森林の火災を防ぐためのものなので、そちらは森林の火災に関するところで制限をするという、そういう整理をしています。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑です。

犬山市屋外燃焼行為防止条例の上位法で廃棄物の処理及び清掃に関する法律という答弁があったんですけども、別にそこに限らなくてもいいんじゃないかなと思うんですけど、燃焼行為で、たき火一般みたいな表現もあるんで、この条例の中に。だから、そこになぜ限っているのかなというふうに思うんです。

目的のところ、この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、屋外燃焼行為の防止等に関し必要な規制をし、もって市民の健康を保護し生活環境を保全することを目的とする」なんで、勝手に上位法なんかつくらなくてもいいし別に、条例は条例なんで、ただ、そこでもし法律に除外規定がある、だけど火災予防という、何となく違う枠みたいなのを勝手につくって、その法律より厳しい制限をするという条例をつくれるんですかね。これは法制のほうでどうですか。

だから、結局、この地方自治法の中で法律の範囲内で条例を定めることができるわけですね。その廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほうで例外規定となっているものに関して、じゃあ違う火災予防という枠組みで条例を設けちゃおうということが、これは認められるの

かどうか。今の答弁はそういう答弁だったと思いますので、そこをちゃんと検証した上で、条例制定、この上程されているのかという確認をしたいのがまず再質疑の1点目。

もう1点目は、神事のたき火、どんど焼きみたいな、これはどうなるんですか。これも犬山市火災予防条例もしくは犬山市屋外燃焼行為防止条例の該当になるのかどうか。以前の議会では、神事ってどうなんだろうねというところで、ちょっとそこまで明確に答弁がなかったと思うんですけども、ちょっとこういう条例が出てくると、それも届出の対象になるのかということも確認しておきたいところなんで、2点、お願いしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） 再質疑にお答えしたいと思います。

今回のこの私どもの犬山市火災予防条例の改正は、国が定める火災予防条例（例）というのがあります。各市町でおのおの勝手な条例を定めてはいけないという基本的な考え方がありまして、その中で国策として、林野火災対策でたき火に対して、今回、注意報あるいは警報である、そういったような対策を取っていくということでございます。根拠はそこにもとめて置いております。

今、たき火の概念の話なんですけど、野焼きの関係でも多少認められる範疇もあると、そういった説明でした。私どもの燃焼行為、たき火の対象として届出いただくものというのは結構広範なものがございまして、今、議員がおっしゃられたどんど焼き、あれも届出をいただく対象としてございまして、現時点でも届出をいただいております。

国が示すところだと、例えばキャンプ場でやる小さなたき火であるとか、お子さんたちがやるキャンプファイヤーのたき火、ああいったものも全てたき火の対象になっています。

それで、犬山市火災予防条例の中は、燃焼行為を幅広く捉えて、届出のほうを出していただくという形になっておりますので、そういったところでご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑ですけど、キャンプファイヤーも届出の対象になるという答弁ですかね。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） 再々質疑にお答えします。

基本的には届出をいただく対象となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 15番 久世高裕議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定についてで、1点だけ質疑をさせていただきます。

先ほど、以前の監査で、そうした踏み込んだ監査には答えられない旨のことが議題になって、今ほど岡村議員の質疑に対して中村教育部長のほうからは、代表監査に説明をして、ご理解いただいた旨の答弁がありましたけれども、私の記憶では、次回の指定管理を更新するときに、そうしたことについては、この24ページの下の段のその他のところに、指定管理者の指定の選定、議決後、業務の詳細事項について協議を行い、協定を締結予定と書いてある詳細事項の協議の中で、できる限り答えていただくという旨の発言があったように記憶しています。多分これは本社経費に関してだったのではないかと思うんですけども、当時の代表監査がそれで了解したということと、やはり犬山市と指定管理者との協定ですので、やはりできる限りそれをきちっとを出していただいて、答えていただくというのが監査業務として必要だというふうには私は思っていますので、以前、そうしたやり取りがあったと記憶しておりますので、この議決後の協議において、このところをもう一度精査した上で、犬山市側からしっかりと申し入れるべきではないかと思いますが、この辺に対してどうしていくのか答弁いただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

まず、今回の募集をかける段階の仕様書の段階で、監査については項目をしっかりと書かさせていただいて、募集をかけておるというところでは、その内容につきましては、「犬山市監査委員等による監査が実施された場合は、真摯に受け止め当該監査に誠実に対応すること」と、「監査結果に指摘事項があった場合は、犬山市と協議のうえ速やかに改善の措置を取ること」ということを、そもそも募集の段階で挙げさせていただいております。

これに基づきまして、今回、契約を締結するものですから、そこについてはこの文言と同じような内容のものを書かさせていただいて、しっかりと契約させていただいて、監査に対しては誠実に対応していくというようなことで、今後も取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 11番 岡 覚議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第78号議案から第88号議案まで、第90号議案及び第91号議案に対する質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、午前11時10分まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

再 開
午前11時10分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類、第92号議案から第98号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美です。私からは、第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）から2件、3点、質疑をいたします。

1件目でございます。歳出3款3項2目生活保護等扶助、予算書では26、27ページ、全員協議会資料は31ページということになります。

生活保護等扶助費の補正が8,519万9,000円と、かなりの額となっております。この要因等について、どう見ておられるのか質疑をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、小川議員のご質疑にお答えをいたします。

今回の補正では、生活保護の扶助費において、3つの項目の合計で、議員ご指摘のとおり、8,500万円の増額をお願いさせていただいておりますが、いずれも執行見込みに合わせるものというふうになっております。

内容は事項別明細に記載のとおりですが、その大半、8,200万円程度が医療扶助ということになっております。

当初予算で見ましても、生活保護費全体の半数以上というのか、50%以上、医療扶助というのが占めているんですが、今回の増額の要因というのは、受給者、保護を受けている方、お1人当たりの扶助費の増というふうになっておりまして、受給されてる方の数というのはさほど変わってはいません。ただ、1人当たりの医療扶助費で見ますと、令和6年度の決算を見ますと、約10万円、1月10万円ぐらいということだったんですが、今年度は9月末の時点で15万円弱と、1.5倍近くになっています。

その理由としては、一時的に入院が増えたり、高額の手術を受けたということで一時的に跳ね上がったということが理由として挙げられようかというふうに思います。

年度末までこのペースで行かないとは思いますが、近年の実績などを勘案しながら、今回の補正をお願いしたということでもあります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。

2件目でございます。歳出の3款1項2目障害者自立支援給付、予算書で22、23ページ、全員協議会資料31ページということになります。

まず、1点目でございます。障害者自立支援給付の補正が9,050万円と、かなりの額とな

っております。主に児童発達支援給付費と、放課後等デイサービス給付費が影響しているというふうに思っておりますけれども、この増額の要因などについてご説明をお願いしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、小川議員のご質疑にお答えをいたします。

議員お見込みのとおり、児童発達支援と、それから放課後等デイサービスと、この2つが大きな要因ということになっております。先ほどの生活保護と同様に、いずれも執行見込みを合わせたものということになっておりますが、まず児童発達支援ですけれども、こちらはこれまでの執行からすると、当初予算に計上した額が少な過ぎたと、ですから補正をお願いするんですけれども、令和6年度の決算を見ますと、約2億5,100万円に対して、令和7年度の当初予算が2億3,500万円と、障害者自立支援って、議員のイメージでは、私もそうなんですけど、右肩上がりでは上がっているという中で、昨年の決算を大きく下回るような当初予算になっておまして、令和7年度の見込みはどうだということが今回の補正なんですけれども、令和6年度からの微増の2億5,800万円という数字を見ておまして、ここは端的に当初予算がちょっと少なかったということになるろうかと思えます。

一方、放課後等デイサービスなんですけど、こちらは想定以上の伸びがあったということで、当初でもそれなりの上積みをしていて、お認めをいただいていたんですが、サービスを提供する市内の事業所でキャパの拡大と言いましょうか、受入れ定員というものの拡大が、幾つかの事業所でありまして、結果として利用者が昨年で言いますと319人が現時点では341人ということで、22人の増ということで、結果的に利用の増につながって、今回の補正をお願いしたということになります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。

続いて、2点目をお聞きします。就労継続支援A型給付等が減額となっております、これが2,100万円程度です。それから、一方で、就労支援のこのB型給付費が3,140万円の増ということになっておまして、いわゆるこの逆転が起きているということだと思えますが、この辺りの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質疑にお答えをいたします。

就労継続支援についてのお尋ねですが、まず、A型とB型の違いからご説明をさせていただきたいというふうに思いますが、いずれのサービスも、一般企業で働くことが難しい方のための支援ということになっておまして、A型のほうは、労基法、労働基準法です、こちらの適用を受けて、雇用契約というものがあって、給与が支払われるというようなサービスになっておまして、その一方、B型は雇用契約というものがなくて、最低賃金の適用も受けない、いわゆる工賃というものが支払われるというような事業になっておまして、

今のことからイメージできるかもしれませんが、求められる仕事の難しさと言いますか、労働のレベルというのは、AのほうがBより高いということになっております。

あわせて、Aには65歳までというような年齢制限があります。今回の補正は、例えば障害が重くなるなどの理由で、今までA型でお勤めになっていた方がBに移行していると、あるいは高齢化によってAを卒業されてBに移るといった方が、当初の見込みよりも多かったということで、このような逆転の補正を出させていただいたというものになります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）より1件、質疑させていただきます。

全員協議会資料で言いますと、34ページ、35ページで、歳出の2款1項13目ふるさと納税推進費になります。

ふるさと納税は、10月から各社ネット等で販売していたところ、ポイント付与がなくなりまして、減少も懸念されるということでニュースでも出ておりましたが、そういった影響はないのか質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ふるさと納税として寄附をする際のポイント付与は、よりお得にふるさと納税ができることになるという点で、多くの方が利用されていたと思われまます。今回の制度改正は、ふるさと納税の本来のメリットである寄附金控除制度において変更があるわけではなく、ポータルサイト間での寄附者獲得競争のための手段として利用されていたものがなくなるだけです。ふるさと納税額の増減への影響はないと考えます。

そのほか、当市への影響としましては、例年ですと年末である12月が寄附のピークとなるところですが、ポイントが付与される9月末までに寄附を行う方が多くなったというふうに考えられ、年間の寄附見込みの推計が難しくなっているということが挙げられます。

具体的な数値を申し上げますと、9月の寄附申込金額は、令和6年度が約1,600万円でしたが、令和7年度は約1億6,000万円と約10倍になりました。

一方で、ポイントを禁止となった後となる11月においては、令和6年度が約4,100万円でしたが、令和7年度では約2,700万円と約6割に落ち込んでおり、例年は年末に集中する寄附が9月に前倒しで行われたものと考えられます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）から2件、お伺いいたします。

まず、1件目です。全員協議会資料34、35ページ、歳入で言うと18款1項1目ふるさと犬山応援基金積立金、歳出2款1項13目ふるさと犬山応援基金積立金、今、増田議員の質疑で

もありましたが、ふるさと納税については非常に近年、レギュレーションの変更による厳しい状況が続いていました。今回、寄附金の増加が見込まれての報償費等、基金への積立ての増額だと思いますが、今、質疑の答弁にもありましたが、以前、足で稼ぐというようなこともありましたので、今回この寄附金1億円増となった理由についてお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

寄附金の増加の主な要因としましては、今、議員のほうもおっしゃっていただきましたが、足で稼ぐということで、積極的に市内の事業者を訪問し、新たな記念品の開拓を行い、記念品の取扱い点数を増やしてきたことが挙げられます。

令和7年度において190品目の新たな記念品の取扱いを開始しており、11月末時点で全部で511品目となっています。

また、新たに7つのポータルサイトを増設し、全23サイトとしたことも要因の一つとして挙げられます。これにより、ふるさと納税制度を利用する方に向けて、より多くのアクセス手段と情報提供の機会を提供することができ、利便性向上につながるとともに、各ポータルサイトがそれぞれの特徴に応じて異なる階層というか、層にアプローチしていることから、多様な寄附者からの関心を引き寄せることができたと分析しています。

そのほかとしましては、レギュレーションの厳格化により、一時的に取り扱えなくなっていたベビー用品について、企業との調整を図り、企画立案型の記念品として、総務省の審査を受けたことにより、令和6年10月から一部が再度、取扱い可能となりました。これが今年度は通年で取り扱うことができることも、寄附金増加に寄与しています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。

2件目です。議案書の36、37ページ、歳出9款2項1目、9款3項1目の学校管理費です。全員協議会資料で言うと31ページです。こちらありがたい寄附金を頂いてのその歳出、使い方ということでございますが、全員協議会資料の31ページを見ますと、各学校でこういうものを買ったよというのが記載されていますが、各学校への配分というのはどのように決められたのか、お伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

このたびの寄附につきましては、寄附者には寄附の使い道やご指定の学校があるかどうか意向をお伺いしましたが、教育振興に使っていただけるなら、具体的なことはお任せすることでした。そのため、令和8年度に向けて、全ての学校から上がってくる消耗品や備品の要望の中から、優先度、金額などを総合的判断をいたしまして、どの学校に対して何を購入するのかを決定いたしました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。

私からは、第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）から1件質疑させていただきます。

全員協議会資料は30ページです。

歳出8款1項3目消防庁舎等営繕で106万7,000円ですが、今回修繕の内容について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） それでは、ご質疑にお答えします。

今回の修繕は、五郎丸の本庁舎の北西角の1階層部分の陸屋根の防水工事を行うものでございます。ご存じのように五郎丸の庁舎は3階建てなんですが、西側と北側に1階層部分の場所がございまして、そちらの北西角の防水工事をやります。

状況につきましては、防水被覆の中で一部穴が空いてしまうところもございまして、そちらのほうの修繕工事のほうを行うものです。

具体的な方法としましては、防水被膜を撤去しまして、下地のモルタルの処理をし直し、新たに防水のウレタンの塗装をする、そういった工事内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この補正予算を認めていただきましたら、年末年始を挟んでしまうんですが、年を明けたら速やかに修繕のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からも第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）から1件、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の36ページになります。歳出2款1項1目公益的内部通報窓口処理業務委託料9万9,000円です。この全員協議会資料を読みますと、弁護士による新たな外部窓口を設置するというふうになっておりますが、どのような窓口の体制を取られるのか質疑いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

内部通報制度は、組織内の不正を早期に発見するため、総務課に内部通報窓口を設置し、不正行為に関する通報や相談を受け付け、内部通報処理委員会にて調査を実施して、通報事実があれば市長に是正を提言する制度です。

これまで当市では、内部通報窓口として総務課長が受け付け、受理していましたが、これに加えて、通報処理の公正さと信頼性を高めることを目的として、弁護士による外部通報窓口を設置し、不正行為に関する通報や相談を受け付けます。

弁護士の選任については、愛知県弁護士会に相談し、愛知県弁護士会に設置されている公益通報者支援委員会所属の弁護士を推薦いただく予定です。

また、内部通報は原則、書面とメールでの通報ですので、弁護士の窓口への通報についても、郵送またはメールでの通報を想定しています。

弁護士が受け付けた通報内容については、意見を付した上で、総務課長宛てに送付していただきますが、その後においても調査の必要性などについて情報を共有し、助言をいただきます。

なお、今後の周知方法については、職員向けには情報ネットの掲示板に市の関連業務に従事している方向けには、市ホームページ等に掲載し、周知を図っていきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類についてほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第92号議案から第98号議案までに対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和7年11月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《総務委員会》 審査期限 令和7年12月19日 第1委員会室

議案番号	件名
第78号議案	犬山市部設置条例の一部改正について
第79号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する部分）
第80号議案	犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について
第88号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について
第92号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 1款 議会費 2款 総務費 8款 消防費 第2条の第2表 繰越明許費補正 第3条の第3表 債務負担行為補正中 総務委員会の所管に属する事項

《民生文教委員会》 審査期限 令和7年12月19日 第2委員会室

議案番号	件名
------	----

第79号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（民生文教委員会の所管に属する部分）
第81号議案	犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第82号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第83号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第90号議案	犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について
第91号議案	羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について
第92号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳 出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費 第3条の第3表 債務負担行為補正中 民生文教委員会の所管に属する事項
第93号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第94号議案	令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
第96号議案	令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

《建設経済委員会》 審査期限 令和7年12月19日

第3委員会室

議案番号	件名
第84号議案	犬山市火入れに関する条例の一部改正について
第85号議案	犬山市道路占用料条例等の一部改正について
第86号議案	犬山市水道事業給水条例の一部改正について
第87号議案	犬山市下水道条例の一部改正について
第92号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳 出 4款 衛生費（3項清掃費） 5款 農林業費 6款 商工費 7款 土木費 第3条の第3表 債務負担行為補正中 建設経済委員会の所管に属する事項

第95号議案	令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）
第97号議案	令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）
第98号議案	令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

◎副議長（鈴木伸太郎君） お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、明日11日に予定しておりました議案質疑の2日目は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、明日11日は休会といたします。

また、明後日12日から来週18日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、19日午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時29分 散会